

川崎市告示第605号

環境負荷低減行動計画に関する指針

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例（平成11年川崎市条例第50号。以下「条例」という。）第74条の規定により環境負荷低減行動計画に関する指針を次のように定め、平成12年12月20日から適用する。

平成12年12月1日

川崎市長 高橋 清

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則（平成12年川崎市規則第128号。以下「規則」という。）第25条第1項に規定する環境配慮書の作成を要する指定事業所を設置する者は、自らの責任において環境への負荷を低減するため、当該指定事業所の事業内容、形態等に応じ、次に定めるところにより、環境への負荷の低減を図るための行動計画を策定するものとする。

1 環境負荷低減行動計画の作成、実施等の手順

環境負荷低減行動計画（以下「計画」という。）の策定に当たって、日本産業規格Q14001に定める環境マネジメントシステム及びこれと同等の環境マネジメントシステムの実施により事業所独自の計画の策定、実施等の手順がある場合にあってはその手順により、事業所独自の計画の策定、実施等の手順がない場合にあっては次の手順によるものとする。なお、8の環境負荷低減行動計画書の作成に当たっては、3から7までに定める方法によること。

（1）環境管理体制の整備及び対象事項の選定

環境管理のための体制を整備した上で、指定事業所の事業内容、事業所の形態等に応じ、当該指定事業所において、環境への負荷の低減に向けた取組の対象となる事項を、規則第64条第1項各号に掲げる事項から選定する。

（2）現況の把握

評価対象として選定した事項について、環境負荷低減行動の現況の取組状況を把握するとともに、現況の環境への負荷量も把握し、それらの結果を取りまとめる。

（3）現況の評価

選定した対象事項について、現況の取組状況及び環境への負荷量の結果を基に、事業者としての環境上の関心、環境への影響の程度の観点等から現況の環境負荷低減行動を評価する。

（4）計画の策定

現況の評価結果を基に、事業所としての環境負荷低減行動に係る方針を策定し、この方針に沿った環境行動目標を掲げた計画を策定する。

規則第65条第1項に規定する事業所にあっては、環境負荷低減行動計画書を市長に提出する。

（5）計画の実施

策定した計画は、適切に実施するとともに、計画の実施状況について、適宜評価を実施し、計画の実施状況に反映させる。

（6）評価・見直し

計画終了年度において、それまでの計画の実施状況、評価の結果等を基に、計画の見直しを行うものとする。

計画の策定から計画の評価及び見直しまでに至る流れは、図のとおりである。

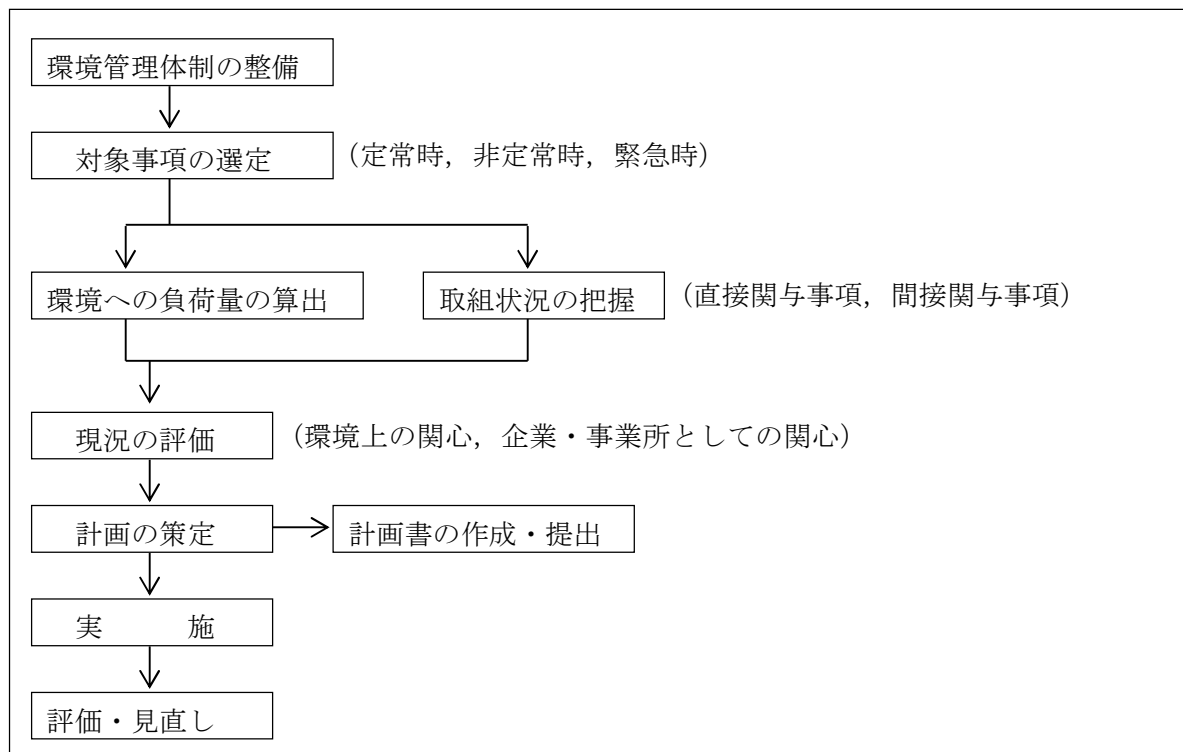


図 計画の策定、実施等の流れ

2 環境管理体制の整備

環境の保全を推進するための役割、責任及び権限の体制を次により整備し、明確化する。

(1) 体制の明確化

環境の保全に係る管理責任者及び専門部署又は担当者を設置すること。

環境管理の体制は、計画の策定後の運用段階においても、環境方針、環境行動目標の実施、評価等の各種継続的な改善のための活動が発生することに留意する。

(2) 組織図の作成

環境の保全に係る組織体制を明示した組織図を作成すること。

3 対象事項の選定

対象事項の選定は、規則第64条第1項各号に掲げる事項のうちから、次に掲げる事項に留意し、法規制等に関連する事項、環境への負荷が多い事項、事業所の形態別に関連する事項、事業所の事業内容に関連する事項、環境への社会的な関心と動向等に配慮して行う。

対象事項の選定に当たって参考とするため、別表第1の1に法規制等に関連する事項を、同表の2に事業所の形態別に関連する事項を、同表の3に事業所の事業内容に関連する事項を示した。

(1) 対象事項の選定に当たっては、事業所が管理できる範囲（以下「直接影響の範囲」という。）にとどまらず、影響力を及ぼすことができる範囲（以下「間接影響の範囲」という。）まで実施すること。

(2) 対象事項の選定に当たっては、現在の環境影響にとどまらず、可能な限り過去の環境影響（土壌汚染、地下水汚染、PCB等の保管等）についても把握するほか、将来の企業活動についても、予想される範囲で大きな影響を及ぼすような事項（緊急事態等）についても確認しておくこと。

4 取組状況の把握

環境の保全への取組状況の把握は、現時点の取組状況を認識することにより、事業所の対象となる配慮項目及び今後実施すべき具体的な取組を明らかにすることを目的とする。

現況の取組状況は、3により選定した対象事項について、別表第2の配慮項目の欄に掲げる対象事項ごとの配慮項目により、各配慮項目に対する取組状況を次により把握するものとする。

(1) 現況把握の対象範囲

別表第2は、環境負荷低減行動の対象事項ごとに、表－1に掲げる各段階に分類して示している。

別表第2の配慮項目の欄に掲げる配慮項目は、あらゆる業種の事業所が利用できるものとなっているため、事業所に関連がある項目を選定する。これらの配慮項目は、業種によっては、直接影響の範囲で関連のない項目も含まれているが、間接影響の範囲について、関連があると判断される項目も含めて対象項目を選定するものとする。

表－1 環境への負荷の低減に係る対象項目の分類（ライフサイクルの各段階）

段 階	対 象
原料等の調達段階	製品の原材料、日常業務に用いる資材、機材等の調達及び購入に係るもの
製品の設計、製造等の段階	製品の設計及び製造、日常業務に係るもの。製造に伴って排出される物質に係る対策等が対象となる。
製品の輸送、販売等の段階	製品の包装、輸送、販売等に係るもの。輸送段階での廃棄物の削減、環境に配慮した製品の販売促進等が対象となる。
製品等の使用の段階	製品の使用に係るもの。省エネルギー設計等使用時の環境への負荷を低減させる対策等が対象となる。
製品等の廃棄の段階	製品等の廃棄に係るもの。廃品の回収、リサイクル等が対象となる。
プロセス等の更新の段階	プロセス、工程、設備等の更新に係るもの。環境への負荷が小さくなるようにプロセスの改善等が対象となる。

(2) 現況の取組状況の把握方法

現況の取組状況は、選定した対象事項ごとについて、現況の取組を踏まえて、別表第2の取組状況の欄に、表－2に掲げる記号を記載する。

各配慮項目とも、定常時（通常時）及び非定常時（非通常時）に関連するものとして記号を記載するものとする。緊急時については、配慮項目に設定している。

表－２ 現況の取組状況の把握方法

取 組 状 況		記 号
関連する項目	既に取り組んでいる項目	○
	ある程度取り組んでいるが、さらに取組が必要な項目	△
	取り組んでいない項目	×
関連のない項目		/

５ 環境への負荷量の算出

対象とした事項について、事業活動に伴って発生している負荷量を把握し、環境への影響の大きい対象事項を明らかにして、今後の取組項目の選定の資料とする。この場合において、環境への負荷量の算出の結果から、事業所からの負荷量が比較的大きい事項について、環境影響の規模、重大性、発生の確率及び持続期間を考慮して、環境への影響を評価し、今後、重点的に取り組むべき事項を抽出する。環境への負荷量の算出に当たっては、事業活動の一連の流れを整理し、既存のデータにより、各工程から発生する環境への負荷を洗い出すことが有効な手段となる。環境への負荷量は、表－３に掲げる対象事項ごとに、別表第３から別表第９までに示した方法により算出する。なお、年ごとの負荷量が同じ根拠で容易に把握できるようにしておくことが重要である。

（１）実測値による負荷量の算出

環境への負荷量は、できる限り実測値によることが望ましい。既に実測値を把握している場合は、その実測により負荷量を算出するものとする。

（２）推計による負荷量の把握

実測値がない場合又は実測による算出が困難な対象事項については、推計により環境への負荷量を把握する。

表－３ 環境への負荷量の算出方法の一覧

算 定 方 法	別 表
事業所からの大気汚染物質の排出量の算出方法	別表第３
事業所からの水質汚濁物質（排水指定物質及び水の汚染状態を示す項目をいう。以下同じ。）の排出量の算出方法	別表第４
事業所からの化学物質の排出量の算出方法	別表第５
事業所で使用する自動車からの排出ガス量の算出方法	別表第６
事業所から排出される温暖化物質の排出量の算出方法	別表第７
事業所で使用する資源量の算出方法	別表第８
事業所からの廃棄物等の排出量の算出方法	別表第９

6 現況の評価

4の取組状況の把握及び5の環境への負荷量の算出の結果を踏まえ、次により事業所における環境負荷低減行動の取組状況の評価を行い、環境方針、環境行動目標等の計画の策定に当たって、今後、取り組むべき重要な課題を選定するための基礎資料とする。

現況の評価に当たっては、次により自らの取組を定量的に把握する。

(1) 環境の保全に対する重要度

4の取組状況の把握により、別表第2の取組状況の欄に「○」、「△」又は「×」のいずれかを記載した配慮項目について、次の観点を考慮し、表－4に掲げる効果の状況の欄に応じた重要度を、別表第2の環境の保全の重要度の欄に記載する。

ア 法律及び条例による規制の適用

イ 環境への負荷の大きい事項（環境影響を変化させることの困難さ等）

ウ 環境影響を変化させたときの事業活動に与える影響

エ 利害関係者の関心

オ 環境問題への社会的な関心と動向（企業イメージに及ぼす影響等）

表－4 環境の保全に対する重要度による重要点

効果の状況	重要点
環境の保全等に大きな効果がある項目	3点
環境の保全等に中程度の効果がある項目	2点
環境の保全等に若干の効果がある項目	1点

(2) 取組状況による点数付け

別表第2の配慮項目ごとに、4（2）において同表の取組状況の欄に記載した記号（表－2の○、△又は×）について、表－5に掲げるチェックの状況に応じた点数を付ける。

表－5 取組状況による点数のつけ方

チェックの状況	点数
「○」の項目（既に取り組んでいる項目）	2点
「△」の項目（ある程度取り組んでいるが、さらに取組が必要な項目）	1点
「×」の項目（取り組んでいない項目）	0点

(3) 取組状況の点数化

別表第2の配慮項目ごとに、（1）において同表の環境の保全の重要度の欄に記載した重要点と（2）において同表の取組状況の欄に記載した記号に付けた点数を次の例により乗じ、現況の取組状況を点数化する。この配慮項目ごとの点数を、事業所において関連する配慮項目（4（2）において、別表第2の取組状況の欄に「／」以外の記号を記載した項目をいう。以下同じ。）のすべてについて合計する。この合計値を「環境負荷低減行動指標値」とし、環境負荷低減に係る取組状況の現状を示す値とする。

表－6 取組状況の点数化（例）

効果の状況	取組状況	算出式	点数
「大きな効果がある。」と判断した項目	「○」である場合	3点×2点	6点
「中程度の効果がある。」と判断した項目	「×」である場合	2点×0点	0点
「若干の効果がある。」と判断した項目	「△」である場合	1点×1点	1点

(4) 環境負荷低減行動の取組目標の設定

事業所において関連する配慮項目のすべてについて取り組んだ場合の環境負荷低減行動指標目標値を把握する。この場合において、(2)の表－5の点数を表－7のように変更する。

表－7 取組状況による点数のつけ方（目標設定用）

チェックの状況	点数
「○」の項目（既に取り組んでいる項目）	2点
「△」の項目（ある程度取り組んでいるが、さらに取組が必要な項目）	2点
「×」の項目（取り組んでいない項目）	2点

表－7により、環境負荷低減行動指標目標値の把握用に変更したチェックの状況に応じた点数に、(1)の表－4の重要点を乗じて、(3)の取組状況の点数化に掲げる方法に準じた表－8に掲げるところにより、環境負荷低減行動指標目標値を求める。

表－8 環境負荷低減行動指標目標値の把握方法（例）

効果の状況	取組状況	算出式	点数
「大きな効果がある。」と判断した項目	「○」である場合	3点×2点	6点
「中程度の効果がある。」と判断した項目	「×」である場合	2点×2点	4点
「若干の効果がある。」と判断した項目	「△」である場合	1点×2点	2点

(5) 取組状況の現況の評価

環境負荷低減行動指標目標値は、事業所における達成目標であり、(3)の取組状況の点数化により求めた環境負荷低減行動指標値と比較することにより、現状の環境負荷低減行動の取組の達成度（以下「現状達成度」という。）を把握する。

各事業所は、計画の策定時にこの現状達成度を求め、今後取り組む環境負荷低減行動の選定の際の基礎資料とする。この環境負荷低減行動指標値と現状達成度は、計画策定時に限らず、計画実施後、毎年の把握を行い、経年的な取組状況を把握することが望ましい。

$$\text{現状達成度} = \frac{\text{環境負荷低減行動指標値}}{\text{環境負荷低減行動指標目標値}} \times 100$$

7 計画の策定

4の取組状況の把握、5の環境への負荷量の算出及び6の現況の評価の結果を参考にして、5年間程度の範囲で、環境への負荷の低減に向けた計画を策定する。

計画の策定に当たっては、事業所としての環境負荷低減行動に係る方針に沿って計画の策定を行う。既に方針がある事業所にあつてはそれを確認し、方針がない事業所にあつては、これまで検討した結果により今後対応の必要な汚染物質を対象とした対応方針を立てる。また、計画は、事業所の事業活動の内容、形態等に応じて、よりわかりやすい計画の策定に努めることが望ましい。

6で算出した環境負荷低減行動指標値、環境負荷低減行動指標目標値及び現状達成度を参考に、今後の取組を行う環境負荷低減行動を選定する。この選定は、計画の重要な 骨子となることに留意する。

(1) 今後の配慮項目の選定

別表第2の取組状況の欄に「/」以外の記号を記載した配慮項目について、同表の環境の保全の重要度の欄に記載した重要度を考慮して、今後、取り組む必要があると考えられる配慮項目を選定する。特に、同表の取組状況の欄に「△」又は「×」が付された配慮項目については、必要に応じて重点的に取り組むことが考えられる。また、配慮項目の選定は、継続的な改善を視野に、取組自体が合理的で、実行可能な配慮項目を選定するものとする。

選定した項目については、同表の今後の取組状況の欄に、今後5年程度の範囲内に取り組む予定について、表－9に掲げる取組状況に応じた記号を記載する。

表－9 今後の取組状況の把握方法（今後5年の予定）

取 組 状 況	記 号
取り組む予定がある項目	○
ある程度取り組む予定であるが、さらに取組が必要な項目	△
取り組む予定のない項目	×

備考 現在既に取り組んでおり、今後も継続して取り組んでいく配慮項目については、別表第2の取組状況の欄に既に「○」の記載があっても、今後の取組予定の欄にも同様に「○」を記載する。

(2) 今後の取組状況の評価

(1) で選定した配慮項目に係る環境負荷低減行動について、点数付けをし、指標化を行い、今後の取組状況进行评估する。

ア 今後の取組状況の点数付け

別表第2の配慮項目ごとに、(1)において同表の今後の取組状況の欄に記載した記号（表－9の○、△又は×）について、表－10に掲げるチェックの状況に応じた点数を付ける。

表－10 今後の取組状況の点数付け（今後5年の予定）

チェックの状況	点 数
「○」の配慮項目（取り組む予定がある項目）	2 点
「△」の配慮項目（ある程度取り組む予定であるが、さらに取組が必要な項目）	1 点
「×」の配慮項目（取り組む予定のない項目）	0 点

イ 今後の取組状況の点数化

6（3）の取組状況の点数化に掲げる方法に準じて、今後の取組状況について配慮項目ごとに、環境の保全に対する重要度を勘案し、表－１１に掲げる例により点数を付ける。

点数を付けた項目を合計し、この合計値を「環境負荷低減行動指標計画値」とし、環境負荷低減に係る今後の取組状況を示す値とする。

表－１１ 今後の取組状況の点数化（例）

効果の状況	取組状況	算出式	点数
「大きな効果がある。」と判断した項目	「○」である場合	3点×2点	6点
「中程度の効果がある。」と判断した項目	「×」である場合	2点×0点	0点
「若干の効果がある。」と判断した項目	「△」である場合	1点×1点	1点

ウ 今後の取組状況の評価

環境負荷低減行動指標計画値と6（4）に掲げる環境負荷低減行動指標目標値とを比較することにより、今後の環境負荷低減行動の取組の達成度（以下「達成予定度」という。）を把握する。計画の策定に当たっては、この達成予定度を求め、今後の取組の結果、どの程度まで取組状況が改善されるかという評価を行う。

$$\text{達成予定度} = \frac{\text{環境負荷低減行動指標計画値}}{\text{環境負荷低減行動指標目標値}} \times 100$$

（3）計画の策定

計画の策定に当たっては、次に掲げる事項について、8の環境負荷低減行動計画書に準じて計画をとりまとめることが望ましい。

指定事業所の設置・変更許可申請に併せて作成する環境配慮書については、中期的な計画に沿って、環境への負荷の低減に配慮したものとすることが望ましいことから、計画と関連付けた環境配慮書の作成に努めるものとする。

ア 事業活動の概要

計画には、次の事項を簡潔に記述する。

（ア）事業内容

（イ）事業所の規模（従業員数、事業所の延べ床面積、年間使用熱量、廃棄物焼却炉の焼却能力、1日当りの総排水量及び自動車の使用台数）

（ウ）環境の保全に関する組織体制等

イ 環境の保全に向けた具体的な取組

6の現況の評価及び（2）の今後の取組状況の評価の結果を踏まえ、対象事項に係る次の事項について整理する。

（ア）別表第2の取組状況の欄に現況の取組状況を、同表の環境保全の重要度の欄に重要点を、同表の今後の取組状況の欄に今後の取組予定をそれぞれ整理する。

（イ）環境負荷低減行動指標目標値

（ウ）環境負荷低減行動指標値及び現状達成度

（エ）環境負荷低減行動指標計画値及び達成予定度

ウ 行動目標の設定

環境への負荷の現状並びに環境保全に向けた方針及び具体的な取組を基に、対象事項についての行動目標を検討し、整理する。行動目標の設定に当たっては、継続的な改善を視野に、目標自体が合理的で、実現可能であることに留意する。この場合において、可能な範囲で次のような定量的な目標の設定に努めるものとする。

(ア) 指定事業所から排出される大気汚染物質の排出の抑制に係る事項

- a 生産量（使用熱量、出荷額等）当りの負荷の削減率（1年に〇%など）
- b 窒素酸化物等の総排出量を〇年間で現状より〇%削減

(イ) 指定事業所から排出される排水中の排水指定物質の排出の抑制及び水の汚染状態を示す項目の改善に係る事項

- a 生産量、出荷額当りの負荷の削減率（1年に〇%など）
- b 化学的酸素要求量等の排出負荷量を〇年間で現状より〇%削減

(ウ) 化学物質の適正管理に係る事項

- a 〇年間で〇〇〇〇物質の使用量（排出量）を〇%削減する。
- b 生産量（出荷額）当りの〇〇〇物質の使用量を〇%削減する。

(エ) 自動車排出ガスの排出の抑制等に係る事項

- a 自動車からの窒素酸化物（粒子状物質）の排出量を現状より〇%削減
- b 〇年間で〇台の低公害車（電気自動車、CNG車、ハイブリッド車等）を導入する。

(オ) 温暖化物質の排出の抑制に係る事項

二酸化炭素の排出量を〇年間で現状より〇%削減

(カ) 省資源及び省エネルギー対策に係る事項

- a 水（電気）の使用量の削減（節約）率（1年に〇%など）
- b 生産量（出荷額）当りの原材料（使用熱量）の削減率（1年に〇%など）
- c エネルギー効率（発電効率）を現状より〇%向上

(キ) オゾン層破壊物質の排出の防止に係る事項

- a オゾン層破壊物質の使用量を現状より〇%削減
- b 〇%のオゾン層破壊物質を回収・処理

(ク) 廃棄物の発生の抑制、再利用及び再生利用並びに廃棄物の適正処理に係る事項

廃棄物の発生抑制率、再利用率、再生利用率等

8 環境負荷低減行動計画書の作成

(1) 計画書の作成

ア 事業活動の概要

規則第26号様式付表1（事業活動の概要書）には、7（3）アに掲げる事業活動の概要に係る各事項を記載する。

イ 環境への負荷の低減に向けた取組状況

規則第26号様式付表2（環境への負荷の低減に向けた取組状況書）には、7（3）イに掲げる事項について、別表第2に記載した結果を基に、次により取りまとめる。

(ア) 対象とする配慮項目

別表第2の取組状況の欄に、「／」以外の記号（○、△及び×）を記載した配慮項目について同表の項目番号の欄の番号を、対象項目ごとに記載する。また、合計点の欄には、環境負荷低減行動指標目標値を記載する。

(イ) 現状の配慮項目

別表第2の取組状況の欄に、「○」及び「△」の記号を記載した配慮項目について、同表の項目番号の欄の番号を、対象事項ごとに記載する。また、合計点の欄には環境負荷低減行動指標値を、指数の欄には現状達成度を記載する。

(ウ) 今後の配慮項目

別表第2の今後の取組状況の欄に、「○」及び「△」の記号を記載した配慮項目について、同表の項目番号の欄の番号を、対象事項ごとに記載する。また、合計点の欄には環境負荷低減行動指標計画値を、指数の欄には達成予定度を記載する。

ウ 規則第26号様式付表3（行動目標書）には、7（3）ウにより設定した行動目標を記載する。

エ 規則第26号様式付表4（環境への負荷の低減に向けた取組結果報告書）には、計画の見直し又は更新時において、計画期間内の取組状況及び行動目標の達成状況を記載する。

(2) 計画書の更新

計画は、おおむね5年間の計画であることから、5年ごとに見直しするものとする。更新する計画書は、計画期間の終了年度の翌年6月までに作成し、市長に提出するものとする。また、事業内容等の変更に応じて、環境負荷低減行動計画書の内容を大幅に変更した場合は、速やかに変更した計画書を提出するものとする。

9 計画の実施

計画が策定されても、その実効性を確保するためには、計画に沿って事業者が責任を持って具体的な取組を進めることが重要である。

その取組の一つとして、計画に掲げた環境への負荷の低減に向けた取組及び行動目標を実現する最適な手段、日程及び責任者を定めた実行計画を策定することが望ましい。

従業員は、計画に掲げた環境への負荷の低減に向けた具体的な取組及び行動目標を熟知し、実行計画の実施に励む必要がある。また、取組の状況については、適宜、点検し、負荷の状況や取組の結果を記録しておき、その結果は、計画に掲げた環境への負荷の低減に向けた取組及び行動目標と比較した上で、達成されていれば更に高度な目標を設定し、達成されていなければその原因を分析し、対策を講ずるものとする。

10 計画の評価・見直し

(1) 計画の評価

計画は、その終了年度において評価を行い、次の計画の策定に結び付けるものとする。環境への負荷の低減に向けた取組状況については、目標を達成したか否かを「○」や「×」で評価し、6の現況の評価に掲げる方法に準じて、点数化することにより、達成状況を把握する。行動目標については、測定記録等を基に達成状況を把握するものとする。

計画の評価に当たっては、取組の実績を過去の実績と比較して評価することも重要となる。また、事業所等の内部で評価の体制の確立に努めることが望ましい。

(2) 計画の見直し

計画の評価の結果を基に、環境への負荷の低減に効果の上がる取組内容の見直しを行い、環境への負荷について継続的な改善に努める。

計画の策定に当たっては、5年程度の計画期間内に実施予定の環境への負荷の低減に向けた取組状況及び行動目標を設定しているが、計画期間内に行動目標が達成された場合においても、取組の進捗状況に応じて、3の対象事項の選定で行った選択を見直し、環境への負荷量を算出する項目や取組状況を把握する項目を拡大し、より高い目標や新たな目標を設定するなど、計画自体の見直しをしていくことが望ましい。

別表第 1

1 法規制等に関連する事項

対象事項 適用法令	大気汚染物質	排水中の水質汚濁物質	化学物質	自動車排出ガス	温暖化物質	省資源・省エネルギー	オゾン層破壊物質	廃棄物	環境管理体制
工業用水法		○				○			△
大気汚染防止法	○		△		○	○		△	△
騒音規制法									△
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	△	△	△	△	△	○	△	○	△
水質汚濁防止法		○	△			○		△	△
悪臭防止法			○						△
特定工場における公害防止組織の整備に関する法律	○	○	△		△				○
振動規制法									△
特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律			○				○		
ダイオキシン類対策特別措置法	○	○	○					○	○

- 備考 1 指定事業所に適用されている法令と対象事項の関連を記した一覧表である。○印は関係が深い事項、△印は状況によって関係する事項である。
- 2 表中の対象事項の用語の意義は、次に定めるとおりとする。以下同じ。
- (1) 「大気汚染物質」とは、指定事業所から排出される大気汚染物質の排出の抑制に係る事項をいう。
- (2) 「排水中の水質汚濁物質」とは、指定事業所から排出される排水中の排水指定物質の排出の抑制及び水の汚染状態を示す項目の改善に係る事項をいう。
- (3) 「化学物質」とは、化学物質の適正管理に係る事項をいう。
- (4) 「自動車排出ガス」とは、自動車排出ガスの排出の抑制等に係る事項をいう。
- (5) 「温暖化物質」とは、温暖化物質の排出の抑制に係る事項をいう。
- (6) 「省資源・省エネルギー」とは、省資源及び省エネルギー対策に係る事項をいう。
- (7) 「オゾン層破壊物質」とは、オゾン層破壊物質の排出の防止に係る事項をいう。
- (8) 「廃棄物」とは、廃棄物の発生の抑制、再利用及び再生利用並びに廃棄物の適正処理に係る事項をいう。
- (9) 「環境管理体制」とは、指定事業所における環境の保全に係る組織体制の整備に係る事項をいう。

2 事業所の形態別に関連する事項

対象事項 対象事業所の形態	大気汚染物質	排水中の水質汚濁物質	化学物質	自動車排出ガス	温暖化物質	省資源・省エネルギー	オゾン層破壊物質	廃棄物	環境管理体制
常時使用する従業員数が50人以上の指定事業所	○	○	○	○	○	○	○	○	○
常時使用する従業員数が50人未満の指定事業所のうち、建築物の床面積の合計が3,000平方メートル以上であるもの（し尿処理施設又はボイラー若しくは冷暖房施設のいずれかの指定施設のみを設置している指定事業所を除く。）	○	○	○	○	○	○	○	○	○
常時使用する従業員数が50人未満の指定事業所のうち、百貨店若しくはスーパーマーケット（生鮮食料品を販売するものに限る。）であってその店舗面積が1,000平方メートル以上であるもの（し尿処理施設又はボイラー若しくは冷暖房施設のいずれかの指定施設のみを設置している指定事業所を除く。）	○	○		○	○	○	○	○	○
温暖化物質配慮特定事業所	○	○		○	○	○			○
自動車管理計画策定事業所				○		○			○

備考 事業所の形態別による対象事項の関連を記した一覧表である。環境配慮書を作成する必要がある事項との関係から、一般的な対象事項を記した。

3 事業所の事業内容に関連する事項

対象事項 事業活動の内容	定 常 時									非 定 常 時	緊 急 時
	大 気 汚 染 物 質	排 水 中 の 水 質 汚 濁 物 質	化 学 物 質	自 動 車 排 出 ガ ス	温 暖 化 物 質	省 資 源 ・ 省 エ ネ ル ギ ー	オ ゾ ン 層 破 壊 物 質	廃 棄 物	環 境 管 理 体 制		
燃料の購入（エネルギーの消費）	○				○	○					
原材料の購入（資源等の利用）						○		○			
化学物質の購入・使用・保管			○					○			
物品等の購入						○		○			
工業用水の使用						○					
水道水・紙の使用						○		○			
オゾン層破壊物質の使用							○	○			
営業・輸送等における自動車の使用	○			○	○						
原料・製品等輸送における船舶の使用	○				○						
製品の開発・設計	○	○	○			○		○			
商品の包装						○		○			
環境の保全のための体制の整備									○		
大気汚染物質（煙）の排出	○		○		○			○			
公共用水域（河川等）への排水の排出		○	○					○			
汚水等の地下への浸透		○	○								
騒音・振動の発生									○		
悪臭の発生			○								
一般廃棄物の排出						○		○			
産業廃棄物の排出						○		○			
有害廃棄物の排出			○			○		○			
廃棄物の処理	○	○	○		○			○			

- 備考 1 事業活動の内容による対象事項の関連を記した一覧表である。事業活動の内容に沿った一般的な対象事項を記した。
- 2 対象事項の選定に当たっては、定常時における状態のほか、非定常時又は緊急時における状態も抽出の範囲に含め、非定常時又は緊急時において該当する活動内容がある場合は、定常時に準じて選定する。

対象事項	段階	分類	項目番号	配慮項目	取組状況	環境の重要全度	今後取の組状況	
大気汚染の防止	原料等の調達段階		1	気体燃料、灯油等の環境の負荷の少ない燃料を優先的に購入し、使用している。				
			2	ダイオキシン類の発生しない材料に転換している。				
			3	ガス状の消耗品を使用する場合、代替品については、十分に調査及び検討を行っている。				
			4	資源の採掘又は精練の段階で多量の排出ガスを発生するような原材料物質の使用量を最小限にしている。				
			5	工場等の施設までの輸送の際に、相当量のガス状物質を発生するような原材料物質の使用を避けている。				
	設計・製造等の段階	排出物質の大気汚染対策	6	燃料使用量の削減により、大気汚染物質の排出量の削減を図っている。				
			7	日常の管理における大気汚染防止への配慮（焼却管理等）を行っている。				
			8	製造プロセスのどこかで悪臭物質が使われていたり、発生していることを把握している。				
			9	脱硫装置、脱硝装置、集じん装置等の排出ガスの処理装置を設置している。				
			10	排出ガス中の亜硫酸ガスを硫酸として回収している。				
			11	有害ガスを扱う場合、除外設備の整備やタンク解放時の確実な除外処理を実施している。				
			12	排出ガスの処理装置について、管理マニュアルの作成等により管理体制を整備している。				
			13	大気汚染について、法令の基準より厳しい自主管理基準を設定し、その達成に努めている。				
			14	大気汚染物質の測定及び監視を定期的に行っている。				
			15	窒素酸化物の低減対策として、低NO _x バーナー等を採用している。				
			16	重質油、石炭のガス化を行っている。				
			17	ダイオキシン類対策（ゴミの直接溶融システムの導入等）を行っている。				
			18	廃棄物等の焼却の際、焼却に適さない塩化ビニル等が混入しないように徹底するとともに、大気汚染物質の処理、近隣環境への配慮を行っている。				
			19	大気汚染及び悪臭の防止のための装置等の技術開発に取り組んでいる。				
	建築工事での対策 緊急対策	20	建築物の建築、解体等に当たって、アスベストや粉じんの飛散防止に取り組んでいる。					
		21	建築物等の建築又は改築に当たって、アスベストの少ない製品を使用している。					
		22	事故、災害等の緊急時の際の大気汚染防止のための準備を行っている。					
	輸送、販売等の段階		23	ダイオキシン類の大気汚染物質等が発生しないこん包材料への転換に取り組んでいる。				
			24	海上輸送において、他社との共同輸送により、効率化を図るよう要請している。				
			25	海上輸送において、物流拠点の統合、他社との共同利用等により、効率化を図るよう要請している。				
	製品使用の段階		26	製品の使用によって、有害なガス状物質が放出しないように配慮している。				
			27	製品の使用時に、非意図的に散逸してしまうガス状物質が含まれていない。				
	廃棄の段階		28	製品の廃棄及び分解時にガス状物質を放出させないで回収できるように、配慮している。				
	プロセス等の更新の段階		29	大気汚染物質の発生が少ないプロセス及び機器（低NO _x バーナー等）を採用している。				
			30	システムの改善により、燃焼又は焼却の効率化を図っている。				
			31	悪臭防止のため、排出口の位置等を配慮している。				
			32	従業員の公害防止管理者（大気）資格取得に積極的に取り組んでいる。				
その他（具体的に記載）								
水質汚濁の防止	原料等の調達段階		1	水質を汚濁しない原材料の使用に努めている。				
			2	生分解性プラスチック、鉛フリーはんだの使用等により、土壌、地下水等の汚染の未然防止に取り組んでいる。				
			3	液体の消耗品を使用する場合、代替品について十分に調査、検討を行っている。				
			4	資源の採掘又は精練の段階で多量の汚水及び廃液の発生を伴うような原材料物質の使用量を最小限にしている。				
			5	工場等の施設までの輸送の際に、相当量の汚水及び廃液を生ずるような原材料物質の使用を避けている。				
	設計・製造等の段階	排出物質の水質汚濁対策	6	活性汚泥処理、合併処理浄化槽等の水処理装置を適切に設置している。				
			7	排水中の有機物をオゾン酸化、活性炭処理等により除去している。				
			8	排水中の窒素含有量又は ^{りん} 含有量の除去対策を講じている。				
			9	排水の処理にクロードシステムを採用している。				
			10	排水処理装置について、管理マニュアルの作成等により管理体制を整備している。				
			11	水質汚濁等について法令の基準より厳しい自主管理基準を設定し、その達成に努めている。				
			12	排水等の測定、監視を定期的に行っている。				
			13	排水に生ごみができるだけ混入しないようにしている。				
			14	発生する汚水及び廃液の再生利用（リサイクル）をしている。				
			15	排水処理に関する新技術の開発に取り組んでいる。				
			建築工事での対策 緊急対策	16	建設工事等に伴う濁水等の発生による水質汚濁の防止に取り組んでいる。			
				17	事故、災害等の緊急時の際の水質の汚濁防止のための準備を行っている。			
			日常業務	18	屋外での除草剤、殺虫剤の使用の削減、合理化等に取り組んでいる。			
	輸送、販売等		19	有害又は有害な物質が含まれているこん包材の使用を避けている。				

対象事項	段 階	分類	項目 番号	配慮項目	取 組 状 況	環 境 の 重 要 全 度	今 後 取 の 組 状 況
水質汚濁の防止	製品使用の段階		22	製品を使用することによって、液状物質が水域に流出しないように配慮している。			
			23	製品の使用時に、非意図的に散逸してしまう液状物質が含まれていない。			
	廃棄の段階		24	各種物質の回収又は再使用時に、汚水及び廃液が発生しないようにしている。			
			25	製品中に含有される種々の液体は、分解時に捨てないで回収できるように配慮している。			
	プロセス等の更新の段階		26	水質汚濁の少ないプロセス及び機器（廃液の回収、再利用等）を採用している。			
			27	有害物質を含む排水タンク、パイプライン等は、地上に設置し、汚水又は廃液の地下への浸透防止を図っている。			
			28	水質汚濁物質が発生するプロセスの状況を把握している。			
			29	製造プロセスで溶媒や油が使われている場合にあっては、その使用量は最小限化されている。			
			30	最終処分場等への新工法（遮水シート損傷位置検知システム）導入により、地下水汚染防止対策を図っている。			
			31	従業員の公害防止管理者（水質）資格取得に積極的に取り組んでいる。			
	その他（具体的に記載）						
化学物質の適正管理	原料等の調達段階		1	塩素系有機溶剤等の削減、回収若しくは再利用又は代替物質への転換に取り組んでいる。			
			2	毒性を有する有害物質の使用を避けたり、使用量の削減を図っている。			
			3	原材料物質は、毒性が低く、かつ環境面から望ましいものを使用している。			
	設計・製造等の段階	量の把握	4	有害性のおそれのある化学物質について、その種類、使用量、保管量、使用方法、使用場所、保管場所等を経常的に把握し、記録している。			
			5	有害性のおそれのある化学物質の環境への排出量の計測、排出抑制等を行っている。			
			6	タンク、パイプ類等は、有害物質の漏えい、拡散等を防止できる構造となっている。			
		設備、製法等の改善等	7	燃料油、溶剤等の揮発の防止に取り組んでいる。			
			8	有害物質の除去装置の開発に取り組んでいる。			
			9	有害物質が発生しないような製法を開発し、採用している。			
			10	製品へのニッケル・カドミウム電池の使用を廃止している。			
			11	製品に必要な消耗品には、有害物質又は環境に望ましくない物質が含まれていない。			
		建築工事での対策	12	建築物の建築、解体に当たっては、有害物質の適正処理、代替材の使用等を行っている。			
			13	建築物に低ホルムアルデヒド合板を使用している。			
			14	事故、災害等の緊急時の際の化学物質の漏えい防止のための準備を行っている。			
	輸送、販売等の段階		15	有害物質の輸送又は保管に当たり、事故時の汚染防止のための準備を行っている。			
			16	有害性のおそれのある化学物質の表示を徹底している。			
			17	化学物質の安全性に関する情報伝達のためのMSDS（化学物質安全性データシート）を使用している。			
			18	イエローカード（事故時における対処方法を示したもの）を輸送業者に渡している。			
			19	製品のこん包材には、有害物質の使用を回避している。			
	製品使用の段階		20	製品中に高圧ガスが含まれている場合は、製品の据付け時にガス漏れがしないように設計されている。			
			21	製品の使用時に化学物質が漏出又は散逸しないよう配慮している。			
	廃棄の段階		22	製品の廃棄及び分解時に化学物質を放出させないで回収できるように配慮している。			
			23	環境への負荷の大きい製品（ニッケル・カドミウム電池等）を使用後に、回収を行っている。			
			24	使用した有害物質の回収、再生利用等に取り組んでいる。			
	全 体		25	化学物質の安全性を社内で評価する体制を構築している。			
			26	レスポンスケア（RC）を推進している。			
			27	消防法による危険物取扱者の資格等従業員の資格取得を奨励している。			
	その他（具体的に記載）						
自動車公害の防止	原料等の調達段階		1	搬入車両等の排出ガス、騒音及び振動の防止に取り組んでいる。			
			2	工場等の施設までの輸送の際に、相当量のエネルギーを必要とするような原材料物質の使用を避けるようにしている。			
	設計、製造等の段階		3	直噴エンジンの開発及び駆動系の効率向上による燃費の向上を図っている。			
			4	車体、部品の軽量化及び空気抵抗の低減による燃費の向上を図っている。			
			5	電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車等低公害車の研究、開発を行っている。			
	輸送・販売等の段階	輸送システムの改善等	6	鉄道、海運を積極的に利用している。			
			7	最大積載量に見合った輸送単位の設定を行っている。			
			8	他社との共同輸配送、帰り荷の確保に取り組んでいる。			
			9	夜間等道路が混雑していない時間帯の配送及び輸送を強化している。			
			10	輸送車両の効率的な配車を行っている。			
			11	物流拠点の整備等により、貨物車の走行台キロの削減を図っている。			
			12	発注、輸送の計画化、平準化、行き過ぎた少量、多頻度輸送及びジャスト・イン・タイムサービスの見直しを行っている。			
			13	資材等の搬入業者に、積載率の向上等環境への負荷の少ない輸送体系による搬入を要請している。			
			14	駐車場、荷さばき場の確保等による周辺交通への障害を防止している。			

対象事項	段階	分類	項目番号	配慮項目	取組状況	環境の重要全度	今後取の組状況
自動車公害の防止	使用の段階		17	資材搬入口において、騒音、粉じん対策、渋滞防止等の環境対策を行っている。			
			18	通勤、通学等に公共交通機関を利用するように指導している。			
			19	駐車中の自動車の原動機の停止（アイドリングストップ）を指導している。			
			20	電気自動車、圧縮天然ガス自動車等の低公害車の利用に積極的に取り組んでいる。			
	廃棄の段階		21	バンパー、ハンドル等リサイクルしやすい樹脂を採用している。			
			22	使用後の製品の回収時に、輸送効率の向上に取り組んでいる。			
	プロセス等の更新（低公害車の導入等）		23	電気自動車、圧縮天然ガス自動車等の低公害車の導入を十分に検討している。			
			24	自動車の購入の際、排出ガスのレベル、燃費、リサイクル素材の使用等を考慮している。			
	その他（具体的に記載）		25	最新の排出ガス規制及び騒音規制に適合した車への代替を進めている。			
地球の温暖化の防止	原料等の調達段階		1	温暖化物質（CO ₂ 、CH ₄ 、N ₂ O）の排出原単位の低い燃料を使用している。			
			2	温暖化物質の発生を最小限とするような燃料、原材料及び燃料の採用に取り組んでいる。			
			3	木材等の調達に当たり、跡地の緑化、植林及び環境修復が適切に行われていることに配慮し、又は跡地の緑化に協力している。			
	設計、製造等の段階		4	製造工程において、可能な範囲で温室効果ガス（CO ₂ 、CH ₄ 、N ₂ O、HFC、PFC、SF ₆ 。以下同じ。）をその他の物質に代替している。			
			5	製造工程において、温室効果ガスをどれだけ使用し、漏出しているかを把握している。			
			6	製造工程において使用する温室効果ガスの回収に取り組んでいる。			
			7	温室効果ガスを使用しない製造工程に転換している。			
			8	ポリエステルフィルムの利用により、製品の塗装、焼き付けを省略している。			
	輸送等の段階		9	製品の流通計画は、エネルギー使用量を最小限にするように努めている。			
	使用の段階		10	製品の購入の際には、できるだけ温室効果ガスを使用しない製品を選ぶように配慮している。			
			11	建築物に、CO ₂ を使用しない消火システムを採用している。			
	廃棄の段階		12	温室効果ガスを使用している製品を廃棄する際の回収に取り組んでいる。			
			13	メタン発生防止のため、生ごみ等の分別、リサイクル及び適正な焼却処分を極力行うことにより、有機物の埋め立て処分を抑制している。			
	その他（具体的に記載）						
省資源及び省エネルギー対策	原料等の調達段階	グリーン調達、グリーン購入等	1	再生紙を積極的に利用している。			
			2	エコマーク商品を優先的に購入している。			
			3	再生原材料から作られた製品を積極的に購入し、使用している。			
			4	採掘等に多くのエネルギーを使う原材料物質の使用量を最小限にするようにしている。			
			5	その他、無漂白製品（衣料品等）、水性塗料等の環境への負荷の少ない製品を優先的に購入し、使用している。			
		節水、水の効率使用	6	使い捨て製品（紙コップ、紙皿等）の使用又は購入を抑制している。			
			7	リターナル容器（ビール瓶、一升瓶等）に入った製品を優先的に購入し、使用している。			
			8	詰め替え可能な製品の利用、備品の修理等により、製品等の長期使用を進めている。			
			9	原材料等に再生資源を積極的に利用している。			
			10	自社製品の修理部品の長期的な確保に取り組んでいる。			
	紙の使用量の抑制		11	雨水の貯留タンク又は雨水利用施設の設置等により、雨水利用を行っている。			
			12	汚排水の再利用（中水利用）を行っている。			
			13	節水型家電製品、水洗トイレ等を積極的に購入している。			
			14	地盤沈下が生ずるおそれがある地域にあっては、地下水のくみ上げ削減を行っている。			
			15	水道配管からの漏えいを定期的に点検している。			
	効率的なエネルギー供給システム利用		16	書類の簡素化及びスリム化に取り組んでいる。			
			17	両面印刷又は両面コピーを徹底している。			
			18	使用済みの用紙の再利用をしている。			
			19	電子メディア等の利用により、ペーパーレス化に取り組んでいる。			
	未利用エネルギーの活用		20	コージェネレーション（発電の際の廃熱を利用すること。）システムを導入している。			
			21	地域冷暖房システム又は地域熱供給システムを利用している。			
			22	氷蓄熱システムを導入している。			
			23	自社用の発電所の設置、利用等により、エネルギー効率の向上を図っている。			
	建築資材の購入		24	夜間電力の利用により、エネルギー利用の効率化を図っている。			
			25	太陽電池、ソーラー給湯システム等により、太陽エネルギーを利用している。			
			26	ボイラー等の廃熱又は下水熱の利用を行っている。			
			27	製造工程等で発生する高炉ガス、転炉ガス、コークス炉ガス、副生成ガス等を発電用燃料等への利用促進を図っている。			
	省資源		28	その他、クリーンエネルギーの開発を行っている。			
			29	熱帯材合板枠の使用量の削減等木材の使用の合理化に取り組んでいる。			
			30	建築物の建築又は改築に当たり、再生素材の積極的な利用を図っている。			
			31	製品の小型化等により、同一機能に対して資源使用量の削減を図っている。			
			32	製品の長寿命化を指向している。			

対象事項	段階	分類	項目番号	配慮項目	取組状況	環境の重要全度	後取の組状況
省資源及び省エネルギー対策	設計・製造等の段階	製造段階での省エネルギー	35	ボイラー等の燃焼機器について、低空気比運転等の熱管理を徹底している。			
			36	ボイラー等の燃焼機器について、清掃の徹底等により燃焼効率の向上を図っている。			
			37	設備の運転台数の制御により、省エネルギーを図っている。			
			38	インバーター等によるモーターの回転数の制御等により、設備の運転制御を実施している。			
			39	電力不要時において、負荷遮断又は変圧器の遮断を行っている。			
			40	電力の損失の少ない変圧器を使用している。			
			41	その他省エネルギーを推進するための設備投資に取り組んでいる。			
			42	加熱チャンバーを使用した検査等エネルギーを多く消費する評価ステップの利用を最小限にするよう配慮している。			
			43	使用するエネルギーの計量機器を導入し、エネルギーの消費量を管理している。			
	輸送・販売等の段階	資源節約型製品の販売	44	再生資源を利用した商品、再生可能な商品、繰り返し使える商品、省資源及び省エネルギー型の商品、容器包装を簡素化した商品、エコマーク製品等を重点的に販売している。			
			45	上記商品の販売目標を定め、その販売の促進に積極的に取り組んでいる。			
			46	再生パルプ使用率が印刷物に明記されている。			
		包装資材の削減等	47	購入する部品、部材等のこん包財又は包装材を削減するよう、納入業者に働きかけている。			
			48	購入する部品、部材等のこん包財又は包装材を納入業者に引き取ってもらっている。			
			49	詰め替え式の容器、製品等の販売の促進に取り組んでいる。			
			50	リターナブル容器入りの商品、製品等の販売の促進に取り組んでいる。			
			51	製品、商品等の包装は、可能な限り簡素化している。（包装材の量、種類等の削減等）			
			52	繰り返し使用できるこん包材（通い箱等）又はリサイクル可能なこん包材を利用している。			
			53	プラスチック及び木材の包装材をダンボールに代替している。			
			54	資源採掘、加工段階で、エネルギーを多量に消費する包装材の使用を取り止めている。			
			55	製品等の包装においてエネルギーを多量に消費する作業を伴わない包装方法を採用している。			
		その他	56	電気業において、高電圧化、太線化、多導線化等により、送電ロス率の低減を図っている。			
	製品の使用段階		57	軽量化、製品の省エネルギー設計等に取り組んでいる。			
			58	建築物について、断熱性能、エネルギー効率の向上等の省エネルギー設計を行っている。			
			59	建築物の耐久性の向上に取り組んでいる。			
	プロセス等の更新の段階	日常業務に関するもの	60	二重窓、複数ガラスの設置等により、建物の断熱性能を向上させている。			
			61	照明、空調、OA機器等について、エネルギー効率の高い機器を積極的に導入している。			
			62	給湯設備において、断熱化等により省エネルギーを進めている。			
			63	エレベーターの省エネルギーシステム（運転の高度制御、夜間等の部分的停止等）を導入している。			
			64	雨水を地下浸透させる設備（浸透ます等）の導入、屋外駐車場で雨水が浸透できるための工夫等を行っている。			
			65	蛇口に節水こま（適量の水を流す機能を持つこま）を設置している。			
		製造段階に関するもの	66	製造工程の改善等により、薬品等の副資材の使用量を削減している。			
			67	収率アップが図れるプロセスを導入している。			
			68	プロセスの見直し、製法の転換、運転方法の改善等により、省エネルギーを図っている。			
			69	発電所等において、蒸気タービン発電と組み合わせることにより、熱効率の向上を図っている。			
	その他（具体的に記載）						
オゾン層の保護	原料等の調達段階		1	オゾン層を破壊する特定フロン等の使用量の削減又は全廃（生産用フロン、冷却設備又は空調設備の冷媒用のフロンの削減、ハロン消火設備等の代替）を行っている。			
			2	オゾン層破壊物質を含む製品の購入を中止している。			
	使用の段階		3	製品の使用時に、特定フロン等が漏出、散逸等しないよう配慮している。			
			4	フロンの漏えい防止のための留意点等、製品に関する環境への負荷を低減するための消費者への情報提供を行っている。			
	廃棄の段階		5	特定フロン等の回収、再利用、分解に関するルートについて、十分調査、検討している。			
			6	特定フロンの回収、適正処理に取り組んでいる。			
	その他（具体的に記載）						
廃棄物対策	原料等の調達段階		1	リサイクルしやすい素材を使用している。			
			2	再利用又はリサイクルしやすい製品を優先的に購入し、使用している。			
			3	製造工程で使用する原材料等の代替により、有害な廃棄物の削減を進めている。			
			4	資源の採掘又は精錬の段階で、大量の廃棄物の発生を伴うような原材料の使用量を最小限にしている。			
			5	工場等の施設までの輸送のために相当量の廃棄物を生ずるような原材料の使用を避けるようにしている。			
			6	他企業で発生した産業廃棄物を受け入れて有効利用している。			
			7	廃棄物を受け入れて、再資源化するリサイクル事業を行っている。			
			8	廃棄物の発生抑制のため、モデルチェンジの適正化に取り組んでいる。			
			9	（注）省資源及び省エネルギーの活用を促進するための取組を行っている。			
			10	（注）省資源及び省エネルギーの活用を促進するための取組を行っている。			

対象事項	段階	分類	項目番号	配慮項目	取組状況	環境の重要全度	今後取の組状況
廃棄物対策	設計・製造等の段階	発生抑制	12	歩留まり（使用原料の量に対する製品の比率）の向上により、廃棄物量の削減を図っている。			
			13	製品の不良率の低減により、廃棄物量の削減を図っている。			
			14	廃棄物の発生量の調査、把握を行っている。			
			15	ゼロ・エミッションに取り組んでいる。			
			16	廃棄物の分別の徹底により、混合廃棄物の発生抑制を行っている。			
			17	シールド工法の改善等により、建設汚泥の発生抑制を図っている。			
			18	製品（食品等）の検査に当たって、検査方法の合理化等により廃棄物の削減を図っている。			
		リサイクルの推進	19	オフィスで回収した資源ごみがリサイクルされることを確認している。			
			20	社有施設で発生した生ごみの資源化に取り組んでいる。			
			21	事務所、社員食堂等における食べ残し、食品残さ等については、可能な限りコンポスト化（たい肥化）し、土壌に還元し、利用している。			
			22	オフィスでコピー機及びプリンターのトナーカートリッジの回収とリサイクルを進めている。			
			23	廃棄物の分別の徹底により、リサイクルを推進している。			
			24	工程から発生する廃棄物の回収及び再利用に取り組んでいる。			
			25	焼却灰、汚泥等をセメント原料にリサイクルしている。			
			26	廃棄物の飼料、肥料等としてのリサイクルを図っている。			
			27	製造過程で使用される薬品等の副資材をリサイクルしている。			
			28	店舗において、テナントの廃棄物を有料化することにより、廃棄物の削減及びリサイクルの促進を図っている。			
			29	紙バック、食品トレイ、アルミ缶、スチール缶、ペットボトル等の店頭回収、リサイクルに取り組んでいる。			
			30	建設副産物の現場内利用を図っている。			
			31	コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊等を再資源化施設へ搬入し、再生採石等としての利用を促進している。			
			32	建設汚泥等を、植生土壌化等によりリサイクルしている。			
			33	廃プラスチックを、高炉での利用、油化、RDF化等を促進している。			
			34	事務所での包装材、こん包材等のリサイクルに取り組んでいる。			
		適正処理の推進	35	廃棄物管理票（マニフェスト）を基に、廃棄物の適正な管理を確認している。			
			36	廃棄物の最終処分先を定期的に、直接、確認している。			
			37	廃棄物焼却の際、焼却に適さない塩化ビニル等が混入しないように徹底している。			
			38	フロン、アスベスト、有害物質等の適正処理を行っている。			
			39	有害廃棄物及び医療廃棄物の管理（リスト作成、マニフェスト及び適正処理の確認）に取り組んでいる。			
			40	事務所等において、紙、金属缶、ガラス瓶、プラスチック、電池等について、分別回収ボックスの適正な配置等により、ごみの分別を徹底している。			
			41	建設工事において、工事初期に建設廃棄物の排出量を予想できるシステムを開発し、活用している。			
			42	中間処理業者のリストを整備し、活用している。			
		使用の段階	43	製品の使用時に、カートリッジ、容器、電池等の交換が少なく済むように配慮している。			
	廃棄の段階	リサイクルの推進	44	リサイクルが容易なように、素材の種類及び製品の部品点数の削減、ネジの数の削減等により、解体が容易な構造を指向している。			
			45	リサイクルが容易なように、プラスチック部品等に材料を表示している。			
			46	使用後の自社製品を原材料等として再利用している。			
			47	建築物を、解体後にリサイクルが容易な構造にしている。			
		適正処理の推進	48	建築物の解体に当たっては、吹き付けアスベストを事前に除去している。			
	プロセス等の更新（リサイクルの推進）		49	製造工程の改善等により、廃棄物の発生を抑制している。			
			50	木製の用具を金属製に代替することによって、リサイクルを促進している。			
			51	産業廃棄物の発生の抑制、リサイクル等のために、設備投資、新技術の開発を行っている。			
			52	自社に産業廃棄物の中間処理施設を導入している。			
			53	リサイクル技術に関する情報を収集している。			
			54	他の企業、事業所と連携して、廃棄物の発生の抑制、リサイクル等に取り組んでいる。			
	その他（具体的に記載）						
環境の保全に係る組織化	原料等の調達段階		1	環境に配慮した物品等の調達に係る基準及びリストを作成し、現状に合わせて見直しを行っている。			
			2	上記の基準リストに基づく調達状況を把握している。			
			3	自社製品及び社外から購入する部品等について、想定されている環境負荷のチェックリストを作成している。			
	設計、製造等の段階		4	自社独自の環境保全型商品等の開発に積極的に取り組んでいる。			
			5	製品開発の際、環境負荷の測定、記録及び製品アセスメント（製品が廃棄物になった場合の適正処理の困難性の評価（ライフサイクルアセスメントを含む。））を実施している。			
			6	既存製品についても、計画的に製品アセスメント等を実施している。			
			7	設計時に、環境負荷低減技術の採用効果の試算を行っている。			

対象事項	段階	分類	項目番号	配慮項目	取組状況	環境の重要度	今後取組状況
環境の保全に係る組織体制	設計、製造等の段階		10	新規事業を始める際、企画、計画、設計段階、建設段階、運用段階並びに改修及び解体段階のそれぞれの段階で環境影響を評価し、これに基づいて環境の保全のため適切な対策を行っている。			
			11	新規事業実施前に行った環境影響評価の結果が妥当であったかどうかのフォローアップを事業中及び事業後に行っている。			
			12	発注者及び設計者に対し、建設副産物のリサイクル、合板型枠の使用の合理化等の環境の保全の提案をしている。			
			13	環境を改変する代替装置として環境修復（ミティゲーション）を計画及び設計に盛り込んでいる。			
	全般	社内管理体制の整備	14	法規制等の整備をしている。			
			15	法規制等の変化に対応する手順ができています。			
			16	環境対応のための役割分担や責任、権限等が明確に定められている。			
			17	環境を担当する職員又は組織が明確になっている。			
			18	環境の保全を所轄する役員が任命されている。			
			19	環境の保全に必要な人材、情報その他の資源が用意できる体制にある。			
			20	職員等に環境意識の向上や環境の保全に必要な教育を行う計画を定めている。			
			21	職員等が環境の保全上必要な資格、能力等を保有できるよう養成している。			
			22	委託、協力会社等についても、必要な意識、能力等を保有するよう対応を取っている。			
			23	環境活動に必要な情報やその実績、評価結果等が内部で適切に伝達される仕組みが整えられている。			
			24	外部からの意見、苦情、問い合わせ等を受け付け、対応する仕組みが整えられている。			
			25	環境活動上、必要な作業手順、運用基準等が明確に定められている。			
			26	必要な場合、委託、協力会社等に対しても作業手順や運用基準が徹底されるよう配慮している。			
			27	リサイクル、廃棄物の処理等について、計画の策定、目標値の設定等を行っている。			
			28	協力会社、納入会社、委託業者、関連会社等について、環境の保全の面から評価し、その選定に活かすとともに、改善支援を行っている。			
			29	委託契約等に環境配慮が契約管理に組み込まれている。			
		情報提供等	30	事業活動に伴う重要な環境負荷、環境に関する主要な目標、環境担当者の連絡先等を公表している。			
			31	消費者に対して、環境の保全に関する情報提供や啓発活動を行っている。			
			32	外部からの環境の保全に関する情報の提供、公表の依頼に対する窓口を置いている。			
			33	外部関係者の意見聴取を定期的に行い、環境に対する取組の際に考慮している。			
		緊急時対策	34	緊急時又は非定常時の対応マニュアルを整備している。			
			35	緊急時又は非定常時の対応の訓練、教育を実施している。			
			36	緊急時の連絡体制を整備している。			
	その他（具体的に記載）						

備考 1 対象事項の欄の各用語の意義は、次に定めるところによります。

(1) 「大気汚染の防止」とは、規則第64条第1項第1号に規定する指定事業所から排出される大気汚染物質の排出の抑制に係る事項をいう。

(2) 「水質汚濁の防止」とは、規則第64条第1項第2号に規定する指定事業所から排出される排水中の排水指定物質の排出の抑制及び水の汚染状態を示す項目の改善に係る事項をいう。

(3) 「化学物質の適正管理」とは、規則第64条第1項第3号に規定する化学物質の適正管理に係る事項をいう。

(4) 「自動車公害の防止」とは、規則第64条第1項第4号に規定する自動車排ガスの排出の抑制等に係る事項をいう。

(5) 「地球の温暖化の防止」とは、規則第64条第1項第5号に規定する温暖化物質の排出の抑制に係る事項をいう。

(6) 「省資源及び省エネルギー対策」とは、規則第64条第1項第6号に規定する省資源及び省エネルギー対策に係る事項をいう。

(7) 「オゾン層の保護」とは、規則第64条第1項第7号に規定するオゾン層破壊物質の排出の防止に係る事項をいう。

(8) 「廃棄物対策」とは、規則第64条第1項第8号に規定する廃棄物の発生の抑制、再利用及び再生利用並びに廃棄物の適正処理に係る事項をいう。

(9) 「環境の保全に係る組織体制」とは、規則第64条第1項第9号に規定する指定事業所における環境の保全に係る組織体制の整備に係る事項をいう。

2 取組状況の欄には、指針の中の4(2)の現況の取組状況の把握方法により、表-2に掲げる取組状況の欄に応じた記号(○、△、×、／)を記載してください。

3 環境の保全の重要度の欄には、指針の中の6(1)の環境の保全に対する重要度により、表-4に掲げる効果の状況に応じた重要度の点数(3点、2点、1点)を記載してください。

別表第3

事業所からの大気汚染物質の排出量の算出方法

大気汚染物質の排出量の算出の対象は、硫黄酸化物（SO_x）、窒素酸化物（NO_x）及びばいじんとする。いずれの物質も主として、化石燃料等の燃焼等に伴って発生する物質で、大気の汚染の代表的な指標である。

大気汚染物質の排出量の算出には、次のような方法がある。把握している情報の内容に応じて、適切な方法により算出し、物質ごとに事業所全体の排出量を合計して算出するものとする。

1 排出ガスの量及び大気汚染物質の濃度を測定している場合の算出方法

測定された排出ガスの量に、対象とする大気汚染物質の濃度をそれぞれ乗じ、さらに係数を乗じることにより、大気汚染物質の排出量を算出する。その計算式は、次のとおりである。

(1) 施設の稼動時間を把握している場合（ケース1-1）

$$q = \sum (V_n \times C_n \times h_n) \times a \times b$$

備考

1 qとは、年間の大気汚染物質の排出量（単位 kg/年）をいう。以下同じ。

2 V_nとは、全測定回数のうち、n回目に測定したときの乾き排出ガスの量（単位 m³_N/h）をいう。以下同じ。

3 C_nとは、全測定回数のうち、n回目に測定したときの大気汚染物質の濃度（単位 SO_x又はNO_xはppm、ばいじんはg/m³_N）をいう。以下同じ。

4 h_nとは、測定月から次の測定月までの稼動時間（単位 h）をいう。

5 aとは、係数（SO_x:2.857、NO_x:2.054、ばいじん:1）をいう。以下同じ。

6 bとは、係数（SO_x又はNO_x:10⁻⁶、ばいじん:10⁻³）をいう。以下同じ。

(2) 施設の燃料使用量を把握している場合（ケース1-2）

$$q = \sum Q \times C_{av} \times a \times b$$

備考

1 ΣQとは、次の式により算出された年間の乾き排出ガスの量（単位 m³_N/h）をいう。

$$\Sigma Q = \frac{1}{n} \times \sum \left(\frac{Q_n}{Y_n} \right) \times \Sigma Y$$

(1) nとは、1年間の測定回数をいう。

(2) Q_nとは、全測定回数のうち、n回目に測定したときの乾き排出ガスの量（単位 m³_N/h）をいう。

(3) Y_nとは、全測定回数のうち、n回目に測定したときの燃料等の使用量（単位 液体:リットル、気体:m³、固体:kg）をいう。

(4) ΣYとは、年間の燃料等の使用量（単位 液体:リットル、気体:m³、固体:kg）をいう。

2 C_{av}とは、次の式により算出された年間の平均的な大気汚染物質の濃度（単位 SO_x又はNO_xはppm、ばいじんはg/m³_N）をいう。

$$C_{av} = \frac{\sum (C_n \times Q_n)}{\Sigma Q}$$

2 排出ガスの量及び大気汚染物質の濃度を測定していない場合の算出方法（推計による方法）

(1) 硫黄酸化物

記入表1-1を参考に、次の式により算出する。

$$q = \sum (y_n \times d_n \times s_n) \times \alpha \times \beta \times 10^{-2}$$

備考

1 y_nとは、硫黄分がs_nのロットの燃料等の使用量（単位 液体:リットル、気体:m³、固体(kg)をいう。

2 d_nとは、硫黄分がs_nのロットの液体燃料（単位がリットルの場合）の比重をいう。

3 s_nとは、あるロットの燃料等中の硫黄分（単位 %）をいう。

4 αとは、係数（液体又は固定燃料等の場合:2、気体燃料等の場合:2.857）をいう。

5 βとは、排出ガスの脱硫装置が設置されている場合は、次の式により算出した値を乗じる。

脱硫装置が設置されていない場合は、1とする。

脱硫効率（%）

$$\beta = \frac{100}{100 - \text{脱硫効率（\%）}}$$

(2) 窒素酸化物

記入表1-2に掲げる記入表を用いたNO_xの排出係数による簡易な手法により算出することがで

きる。

記入表 1－2 に掲げた排出係数は、一般的な燃料の種類別の平均値を参考までに示した値である。

燃料の品質や施設の種類により実際の係数とは、若干の誤差が考えられることから、使用している燃料や施設について、独自の係数を持っている場合は、その係数を用いることとする。

なお、記入表 1－2 でいう「低減対策」とは、燃焼過程において発生する NO_x を低減する効果のある低負荷燃焼、低 NO_x バーナー、低空気比運転、濃淡燃焼、多段燃焼、エマルジョン燃焼等の対策をいう。また、排出ガスの脱硝装置が設置されている場合は、適宜、除去率を考慮して算定する。

(3) ばいじん

記入表 1－3 に掲げる記入表を用いたばいじんの排出係数による簡易な手法により算出することができる。

記入表 1－3 に掲げた排出係数は、ボイラーの場合にあつての一般的な燃料の種類別の平均値を参考までに示した値である。燃料の品質や施設の種類により実際の係数とは、若干の誤差が考えられることから、使用している燃料や施設について、独自の係数を持っている場合は、その係数を用いることとする。

排出ガスの集じん装置が設置されている場合は、次の式により適宜、除去率を考慮して算出する。

$$\text{除去率} = 1 - \frac{\text{集じん効率 (\%)}}{100}$$

記入表 1 - 1 硫黄酸化物の排出量の算出表

(単位 年)

燃料、原材料等の種類			①消費又は使用量	②比 重	③硫黄分:%	④脱硫効率:%	SO x 排出量：kg	
脱 硫 装 置 が 設 置 さ れ て い る 施 設	液 体 燃 料	灯油	k l					
		軽油	k l					
		A重油	k l					
		B重油	k l					
		C重油	k l					
			k l					
	気 体 燃 料	都市ガス	m ³	—				
		L P G	トン	—				
				—				
				—				
	固 体 燃 料	木材	トン	—				
		石炭	トン	—				
		石油コークス	トン	—				
			トン	—				
	原 材 料	一般廃棄物	トン	—				
脱 硫 装 置 が 設 置 さ れ て い な い 施 設	液 体 燃 料	灯油	k l					
		軽油	k l					
		A重油	k l					
		B重油	k l					
		C重油	k l					
			k l					
	気 体 燃 料	都市ガス	m ³	—				
		L P G	トン	—				
				—				
				—				
	固 体 燃 料	木材	トン	—				
		石炭	トン	—				
		石油コークス	トン	—				
			トン	—				
	原 材 料	一般廃棄物	トン	—				
合 計			—	—	—	—		

記入表 1 - 2 窒素酸化物の排出量の算出表

(単位 年)

燃料、原材料等の種類			①消費量又は使用量	②NO x 排出係数	③NO x 排出量（①×②）：kg	
低減対策が行われている施設	液体燃料	灯油	k l	1.19 kg／k l		
		軽油	k l	1.57 kg／k l		
		A重油	k l	1.47 kg／k l		
		B重油	k l	2.91 kg／k l		
		C重油	k l	3.30 kg／k l		
			k l			
	気体燃料	都市ガス	m ³	1.19×10 ⁻³ kg/m ³		
		L P G	トン	1.99 kg／トン		
	固体燃料	木材	トン			
		石炭	トン	3.68 kg／トン		
		石油コークス	トン			
			トン			
	原材料	一般廃棄物	トン	1.04 kg／トン		
低減対策が行われていない施設	液体燃料	灯油	k l	1.70 kg／k l		
		軽油	k l	2.25 kg／k l		
		A重油	k l	2.10 kg／k l		
		B重油	k l	3.63 kg／k l		
		C重油	k l	4.12 kg／k l		
			k l			
	気体燃料	都市ガス	m ³	1.71×10 ⁻³ kg/m ³		
		L P G	トン	2.84 kg／トン		
	固体燃料	木材	トン			
		石炭	トン	4.59 kg／トン		
		石油コークス	トン			
			トン			
	原材料	一般廃棄物	トン	1.30 kg／トン		
	合 計			—	—	

備考 窒素酸化物の排出係数は、環境活動評価プログラム（平成11年9月、環境庁）による。

記入表 1 - 3 ばいじんの排出量の算出表

(単位 年)

燃料、原材料等の種類			①消費又は使用量	②排出係数	集じん効率:%	③ばいじん排出量: kg
集じん装置が設置されている施設	液体燃料	灯油	k l	0.430 kg／k1		
		軽油	k l	0.832 kg／k1		
		A重油	k l	0.867 kg／k1		
		B重油	k l	1.146 kg／k1		
		C重油	k l	1.240 kg／k1		
			k l			
	気体燃料	都市ガス	m ³	0.118 kg／m ³		
		L P G	トン	0.051 kg／トン		
	固体燃料	木材	トン	1.698 kg／トン		
		石炭	トン	3.350 kg／トン		
		石油コークス	トン			
			トン			
	原材料	一般廃棄物	トン	1.698 kg／トン		
集じん装置が設置されていない施設	液体燃料	灯油	k l	0.430 kg／k1		
		軽油	k l	0.832 kg／k1		
		A重油	k l	0.867 kg／k1		
		B重油	k l	1.146 kg／k1		
		C重油	k l	1.240 kg／k1		
			k l			
	気体燃料	都市ガス	m ³	0.118 kg／m ³		
		L P G	トン	0.051 kg／トン		
	固体燃料	木材	トン	1.698		
		石炭	トン	3.350 kg／トン		
		石油コークス	トン			
			トン			
	原材料	一般廃棄物	トン	1.698 kg／トン		
合 計			—	—		

備考 ばいじんの排出係数は、官庁公害専門資料第30巻第6号(平成7年11月、環境庁)によるボイラーの場合における燃料の種類別の排出係数である。

別表第4

事業所からの水質汚濁物質の排出負荷量の算出方法

水質汚濁物質の排出負荷量の算出の対象は、事業所から排出される排水中の化学的酸素要求量（COD）又は生物化学的酸素要求量（BOD）、窒素含有量（T-N）及びリン含有量（T-P）とする。

水質汚濁物質の排出量の算出には、次のような方法がある。把握している情報の内容に応じて、適切な方法により算出し、項目ごとに事業所全体の排出量を合計して算出するものとする。

1 水質汚濁物質の排出濃度を測定している場合の算出方法

排水口ごとに測定された水質汚濁物質の排出濃度に当該排水口の排水量を乗じ、水質汚濁物質の排出量を算出する。その計算式は、次のとおりである。

$$w = \sum (C_m \times Q_m) \times 10^{-3}$$

備考

1 wとは、各排水口の年間の水質汚濁物質の排出量（単位 kg/年）の合計をいう。以下同じ。

2 C_mとは、排水口ごとに、次の式により算出した1年間の平均的な水質汚濁物質の濃度（単位mg/1）をいう。ただし、CODを測定していないがBODを測定している場合は、BODを求めるものとする。

$$C_m = \frac{1}{n} \times \sum C_n$$

（1）nとは、ある排水口の1年間の測定回数をいう。以下同じ。

（2）C_nとは、ある排水口の全測定回数のうち、n回目に測定したときの水質汚濁物質の実測値の濃度（単位 mg/1）をいう。以下同じ。

3 Q_mとは、排水口ごとに、次の式のいずれかにより算出した年間の排水量（単位 m³/年）をいう。

（1）排水口の排水量を測定している場合

$$Q_m = \frac{1}{n} \times \sum (q_n \times t_n) \times T$$

ア q_nとは、排水口ごとの実測した流量（単位 m³/h）をいう。

イ t_nとは、q_nの測定を行った日の実質操業時間（単位 h/日）をいう。

ウ Tとは、年間の操業日数（単位 日/年）をいう。

（2）排水口の排水量を測定していない場合

Q_m=年間の水の使用量（単位 m³/年）

備考 製造過程等で明らかに消費された水量又は蒸発した水量は、除く。

2 水質汚濁物質の排出濃度を測定していない場合の算出方法

排水口ごとの水質汚濁物質を測定していない場合は、生産量等当たりの原単位を用いて算出する。

$$w = \sum (p_n \times R)$$

備考 1 p_nとは、生産量等当たりの原単位をいう。

2 Rとは、p_nに対応した年間の生産量等

記入表2 水質汚濁物質の算出表

排水口名	① 排水量 (×10 ³ m ³ /年)	② 濃度 (mg/l)	③ 排出量 (kg/年)	④ 生産規模	生産規模単位当たりの排出量
合 計		—	—		

別表第 5

事業所からの化学物質の排出量の算出方法

事業所における事業活動において取り扱う化学物質の種類、取扱量、排出量及び移動量を把握する。

人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息若しくは生育に支障を及ぼすおそれがある物質及びオゾン層を破壊する物質等については、平成 11 年 7 月に公布された特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（法律第 86 号）により、一定の事業者に対し、第 1 種指定化学物質について環境への排出量及び廃棄物としての移動量の届出が義務付けられ、自主的な管理の改善が求められている。

ここで対象とする化学物質は、条例及び規則に基づく、排煙指定物質及び特定有害物質とし、化学物質の排出量の推計方法を示す。大気、水域等別に排出量を把握することが困難な場合は、物質収支による方法により環境への合計排出量だけを求めることも考えられる。

化学物質については、排出量等を経年変化で把握し、排出量の抑制に努めることが重要である。

1 実測値による方法

実測した排水量（又は排出ガス量等）と排水（又は排出ガス等）中の濃度を乗じて、水域（又は大気等）への排出量等を推計する方法

例：溶剤を製造する工程で、対象化学物質（A）の一部が排水に混入する場合

〔水域への排出量（kg／年）〕

＝〔年間の排水量（m³／年）〕×〔排水中の A の年間平均濃度（kg／m³）〕

2 物質収支による方法

取扱工程における対象化学物質の収支から排出量等を推計する方法

例：対象化学物質（A）を含有している製品等を受け払い時に完全に移送できずに、残存したものを洗い流している場合

〔受け払い時等の損失量（kg／年）〕

＝〔取扱品の投入量（kg／年）〕－〔取扱品の移送量（歩留まり量）（kg／年）〕

〔水域への排出量（kg／年）〕

＝〔受け払い時等の A の損失量（kg／年）〕×〔取扱品中の A の含有率（％）〕×0.01

3 工学的計算による方法

水への溶解度（又は蒸気圧等）から排水（又は排出ガス等）中の濃度を工学計算で求め、排水量（又は排出ガス等）を乗じて、水域（又は大気等）への排出量を推計する方法

例：対象化学物質 A と対象外化学物質 B を原料として製品 C を製造する際に、製造工程中の生成物の静置・分離、濃縮、ろ過、水洗の過程で未反応の A を含む排水が発生する場合

〔水域への排出量（kg／年）〕

＝〔製造工程からの排水量（m³／年）〕×〔年間の製造日数（日／年）〕×〔A の水への溶解度（kg／m³）〕

4 排出係数による方法

取扱量と排出係数を掛けて、排出量等を推計する方法

例：対象化学物質 A を溶剤（反応溶媒）として使用し、製品 B を製造する際に、製造工程の排水中に A が少量混入して排出される場合（製品 B には A が含まれないとする。）

〔水域への排出量（kg／年）〕

＝〔A の購入量（kg／年）〕×〔水域への A の排出係数〕

記入表 3 化学物質の排出量及び移動量（年間値）

化学物質名	取 扱 量	排 出 量	移 動 量
	製造量	大気	kg
		kg	
	使用量	水域	
		kg	
	製造量	土壌	kg
		kg	
	使用量	合計	
		kg	
	製造量	大気	kg
		kg	
	使用量	水域	
		kg	
	製造量	土壌	kg
		kg	
	使用量	合計	
		kg	

備考 1 対象化学物質は、排煙指定物質と特定有害物質とする。

2 「取扱量」とは、事業所内で対象化学物質を使用した量と製造した量

3 「排出量」とは、事業所から環境中（大気、水域、土壌）に排出した対象化学物質の量

4 「移動量」とは、処理・処分のため、事業所から廃棄物に含まれて事業所外に搬出される対象化学物質の量

5 対象物質の数に応じて枠を増やして記載してください。

別表第 6

事業所で使用する自動車からの排出ガス量の算出方法

自動車からの排出ガス量の算出の対象は、事業所で使用する自動車の燃料等に由来する窒素酸化物（ NO_x ）及び粒子状物質（PM）とする。

自動車からの排出ガス量の算出は、条例第 106 条第 2 項に規定する自動車管理計画策定事業所にあつては、自動車排出ガス等管理マニュアルに定める方法により、自動車管理計画策定事業所以外の事業所にあつては、次の記入表 4 を用いて推計する。記入表 4 は、自動車からの排出ガス量を簡便に推計するため、 NO_x 及び PM の排出係数等は、規制適用年及び車種ごとの代表的な排出係数を平均した値である。事業所において把握している情報の内容に応じて、適切な排出係数や方法により算出し、物質ごとに事業所全体の排出量を合計して算出することが望ましい。

記入表 4 自動車からの排出ガス量の推計表

	自動車燃料 の種別	車 種	①燃料使用量 (k l / 年)	② NO_x 排出係数 (kg / k l)	車種別 NO_x 排出量 (kg / 年) = ① × ②
窒 素 酸 化 物 の 排 出 量	軽油	乗用車、ライトバン		6.0 kg / k l	
		その他		17.5 kg / k l	
	ガソリン	乗用車、軽乗用車		3.9 kg / k l	
		その他		11.4 kg / k l	
	NO _x 排出量の合計				
	自動車燃料 の種別	車 種	①燃料使用量 (k l / 年)	②PM 排出係数 (kg / k l)	車種別 NO_x 排出量 (kg / 年) = ① × ②
粒 子 状 物 質 の 排 出 量	軽油	乗用車、ライトバン		1.3 kg / k l	
		その他		3.0 kg / k l	
	ガソリン	乗用車、軽乗用車、 軽貨物車		0.1 kg / k l	
		その他		1.1 kg / k l	
	PM 排出量の合計				

別表第 7

事業所から排出される温暖化物質の排出量の算出方法

この指針において温暖化物質とは、二酸化炭素（ CO_2 ）、メタン（ CH_4 ）、一酸化二窒素（ N_2O ）とする。温暖化物質の排出量は、これらの物質についての算出するものとする。その算出の方法は、各物質ごとに次に定めるところによる。

温暖化物質のうち、二酸化炭素又はメタンの排出量は記入表 5－1 により、それぞれ推計し、一酸化二窒素の排出量は記入表 5－2 により推計する。

それぞれの記入表は、事業所で使用されるエネルギーの消費量に各温暖化物質の排出係数（燃料など消費量当たりの各温暖化物質の排出量）を乗じて温暖化物質の排出量を推計するものである。

また、購入電力使用に伴う二酸化炭素の排出量は、自らの事業所内で排出されるものではないが、電力会社の発電所における排出量の一部を占めるというと考え方ができることから、燃料使用に伴う直接的な負荷と併せて把握する。

なお、それぞれの記入表に掲げた排出係数は、エネルギーの種類別の平均値である。燃料の品質や施設の種類により実際の係数から若干の誤差があることから、使用している燃料について独自の係数がある場合は、その値を使用するものとする。

記入表の記入方法は、次のとおりである。

1 エネルギー消費量

(1) 燃料

年度内に消費している燃料の量を記入する。なお、製品の原料として使用している分に関しては、その量を除くものとする。

(2) 購入電力

年度内に電力会社から受け入れている電力量を記入する。

(3) その他

熱供給事業者、隣接する他事業所等から蒸気等の熱供給を受け入れている場合、又は上記以外のエネルギー源を利用している場合に記入する。

2 温暖化物質の排出係数

エネルギーの種類別の値である。二酸化炭素及びメタンに係るエネルギー種別の排出係数を次のとおり示し、一酸化二窒素の排出係数は、記入表 5－2 に示した。

次表及び記入表 5－2 に記載されていない燃料の場合には、他の値を参考に各温暖化物質の排出係数を推定して記入する。都市ガスについては、高熱量のものと低熱量のものがあり、排出係数は異なるが、便宜上、平均的な値を掲載している。

表 二酸化炭素及びメタンに係るエネルギー種類別の排出係数

エネルギーの種類		二酸化炭素の排出係数		メタンの排出係数	
燃料	灯油	2510	$\text{kg-CO}_2 / \text{k l}$	6.1	$\text{kg-CH}_4 / \text{k l}$
	軽油	2650	$\text{kg-CO}_2 / \text{k l}$	6.4	$\text{kg-CH}_4 / \text{k l}$
	A 重油	2770	$\text{kg-CO}_2 / \text{k l}$	6.5	$\text{kg-CH}_4 / \text{k l}$
	B 重油	2900	$\text{kg-CO}_2 / \text{k l}$	6.7	$\text{kg-CH}_4 / \text{k l}$
	C 重油	2960	$\text{kg-CO}_2 / \text{k l}$	6.9	$\text{kg-CH}_4 / \text{k l}$
	L P G	3020	$\text{kg-CO}_2 / \text{トン}$	8.6	$\text{kg-CH}_4 / \text{トン}$
	L N G	2790	$\text{kg-CO}_2 / \text{トン}$	9.2	$\text{kg-CH}_4 / \text{トン}$
	石炭	2400	$\text{kg-CO}_2 / \text{トン}$	—	
	木材	—		0.73	$\text{kg-CH}_4 / \text{トン}$
	木炭	—		0.78	$\text{kg-CH}_4 / \text{トン}$
	都市ガス	2.150	$\text{kg-CO}_2 / \text{m}^3$	2.99×10^{-3}	$\text{kg-CH}_4 / \text{m}^3$
購入電力		0.424	$\text{kg-CO}_2 / \text{KWh}$	—	
その他	熱供給（蒸気）	0.088	$\text{kg-CO}_2 / \text{k l}$	—	
自動車用燃料	ガソリン	2310	$\text{kg-CO}_2 / \text{k l}$	—	
	軽油	2650	$\text{kg-CO}_2 / \text{k l}$	—	

備考 1 この表に掲げる二酸化炭素の排出係数は、自動車用燃料にあつては、環境活動評価プログラム（平成 11 年 9 月、環境庁）により、その他のものにあつては、温室効果ガス排出量算定方法検討会報告書（平成 12 年 9 月、環境庁）による。

2 この表に掲げるメタンの排出係数は、木材、木炭及び都市ガスにあつては、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地方公共団体の事務及び事業に係る温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン（平成 11 年 8 月、環境庁）により、その他のものにあつては、温室効果ガス排出量算定方法検討会報告書（平成 12

年9月、環境庁)に示されているデータのうち、「ガス機関又はガソリン機関における燃料の使用に伴う排出」による。

廃棄物の焼却又は下水処理場における下水の処理等に伴う温暖化物質の排出係数は、次の値を参考とする。

(1) 二酸化炭素の排出係数

区 分		二酸化炭素の排出係数
一般廃棄物の焼却に伴う排出		2,640 kg-CO ₂ /トン
産業廃棄物の焼却に伴う排出	廃油	2,900 kg-CO ₂ /トン
	廃プラスチック	2,600 kg-CO ₂ /トン

備考 この排出係数は、温室効果ガス排出量算定方法検討会報告書(平成12年9月、環境庁)による。

(2) メタンの排出係数

区 分		メタンの排出係数
下水処理場における下水の処理に伴う排出		0.00088 kg-CH ₄ /m ³
一般廃棄物の焼却に伴う排出	連続燃焼式焼却炉	0.00043 kg-CH ₄ /トン
	準連続燃焼式焼却炉	0.0090 kg-CH ₄ /トン
	バッチ燃焼式焼却炉	0.11 kg-CH ₄ /トン
産業廃棄物の焼却に伴う排出	紙くず又は木くず	0.0 kg-CH ₄ /トン
	廃油	0.00056 kg-CH ₄ /トン
	廃プラスチック	0.0 kg-CH ₄ /トン
	汚泥	0.0097 kg-CH ₄ /トン

備考 この排出係数は、温室効果ガス排出量算定方法検討会報告書(平成12年9月、環境庁)による。

(3) 廃棄物の種類別ごとの一酸化二窒素の排出係数

区 分		一酸化二窒素の排出係数
一般廃棄物の焼却に伴う排出	連続燃焼式焼却炉	0.0499 kg-N ₂ 0/トン
	準連続燃焼式焼却炉	0.0415 kg-N ₂ 0/トン
	バッチ燃焼式焼却炉	0.107 kg-N ₂ 0/トン
産業廃棄物の焼却に伴う排出	紙くず又は木くず	0.010 kg-N ₂ 0/トン
	廃油	0.0098 kg-N ₂ 0/トン
	廃プラスチック	0.17 kg-N ₂ 0/トン
	下水汚泥	0.892 kg-N ₂ 0/トン
	汚泥(下水汚泥は除	0.45 kg-N ₂ 0/トン

備考 この排出係数は、温室効果ガス排出量算定方法検討会報告書(平成12年9月、環境庁)による。

3 温暖化物質の排出量

エネルギーの種類別の消費量に、各温暖化物質ごとの排出係数をそれぞれ乗じて算出した値を記載する。

4 温暖化物質の排出量小計(自動車を除く。)

エネルギー消費量に係る温暖化物質の排出量の合計を記載する。

5 自動車用燃料(二酸化炭素の場合に限る。)

使用している自動車用燃料の量を記入する。

なお、事業所において製品等の輸送を外注している場合には、把握可能な範囲で、外注先における二酸化炭素の排出量を推計することが望ましい。

6 二酸化炭素の排出量の合計(二酸化炭素の場合に限る。)

二酸化炭素の排出量小計(自動車を除く。)と自動車の二酸化炭素の排出量を合計した値を記載する。

7 活動規模単位当たりの温暖化物質の排出量

第4号により算出したエネルギー消費量に係る温暖化物質の排出量の合計を基に、製品生産量、出荷額、従業員数又は延べ床面積のうち、いずれかで割った値を左欄に、同様に自動車用を含む二酸化炭素の排出量の合計を基に、製品生産量、出荷額、従業員数又は延べ床面積のうち、いずれかで割った値を右欄に、それぞれ記載する。

記入表 5-1 二酸化炭素又はメタンの排出量（年間値）の算出表

エネルギーの種類		エネルギー消費量	二酸化炭素又はメタンの 排出係数	二酸化炭素又はメタンの 排出量
燃料	灯油	k l	kg — / k l	kg —
	軽油	k l	kg — / k l	kg —
	A 重油	k l	kg — / k l	kg —
	B 重油	k l	kg — / k l	kg —
	C 重油	k l	kg — / k l	kg —
	L P G	トン	kg — / トン	kg —
	L N G	トン	kg — / トン	kg —
	石炭	トン	kg — / トン	kg —
	木材	トン	kg — / トン	kg —
	木炭	トン	kg — / トン	kg —
	都市ガス	m ³	kg — / m ³	kg —
	廃棄物	トン	kg — / トン	kg —
			kg — /	kg —
			kg — /	kg —
			kg — /	kg —
	購入電力		kWh	kg — / kWh
その他	熱供給（蒸気）	M J	kg — / M J	kg —
			kg — /	kg —
			kg — /	kg —
			kg — /	kg —
二酸化炭素の排出量小計（自動車を除く。）				
自動車 用燃料	ガソリン	k l	kg — / k l	kg —
	軽油	k l	kg — / k l	kg —
			kg — /	kg —
			kg — /	kg —
二酸化炭素の排出量の合計（自動車を含む。）				
活動規模単位当たりの 二酸化炭素排出量			自動車用を除く。	自動車用を含む。
		生産量当たり	kg — / トン	kg — / トン
		出荷額当たり	kg — / 円	kg — / 円
		従業員当たり	kg — / 人	kg — / 人
		床面積当たり	kg — / m ²	kg — / m ²

備考 二酸化炭素又はメタンの排出量は、この記入表によりそれぞれ推計してください。下線部分には、二酸化炭素の排出量を推計する場合にあっては「C O₂」を、メタンの排出量を推計する場合にあっては「C H₄」を記載してください。

記入表 5 - 2 一酸化二窒素の排出量の算出表

(単位 年間)

エネルギーの種類		用 途	エネルギー消費量	一酸化二窒素の排出係数	一酸化二窒素の排出量
燃 料	灯油	ディーゼル機関（定置式）	kl	0.059 kg-N ₂ 0/kl	kg-N ₂ 0
		ガス機関又はカソリン機関（定置式）	kl	0.022 kg-N ₂ 0/kl	kg-N ₂ 0
	軽油	ディーゼル機関（定置式）	kl	0.062 kg-N ₂ 0/kl	kg-N ₂ 0
		ガス機関又はカソリン機関（定置式）	kl	0.023 kg-N ₂ 0/kl	kg-N ₂ 0
	A重油	ディーゼル機関（定置式）	kl	0.062 kg-N ₂ 0/kl	kg-N ₂ 0
		ガス機関又はカソリン機関（定置式）	kl	0.023 kg-N ₂ 0/kl	kg-N ₂ 0
	B重油	ボイラー	kl	0.003 kg-N ₂ 0/kl	kg-N ₂ 0
		ディーゼル機関（定置式）	kl	0.065 kg-N ₂ 0/kl	kg-N ₂ 0
		ガス機関又はカソリン機関（定置式）	kl	0.024 kg-N ₂ 0/kl	kg-N ₂ 0
	C重油	ボイラー	kl	0.003 kg-N ₂ 0/kl	kg-N ₂ 0
		ディーゼル機関（定置式）	kl	0.067 kg-N ₂ 0/kl	kg-N ₂ 0
		ガス機関又はカソリン機関（定置式）	kl	0.025 kg-N ₂ 0/kl	kg-N ₂ 0
	L P G	ディーゼル機関（定置式）	トン	0.083 kg-N ₂ 0/トン	kg-N ₂ 0
		ガス機関又はカソリン機関（定置式）	トン	0.031 kg-N ₂ 0/トン	kg-N ₂ 0
	L N G	ディーゼル機関（定置式）	トン	0.089 kg-N ₂ 0/トン	kg-N ₂ 0
		ガス機関又はカソリン機関（定置式）	トン	0.033 kg-N ₂ 0/トン	kg-N ₂ 0
	木材	ボイラー	トン	0.014 kg-N ₂ 0/トン	kg-N ₂ 0
	木炭	ボイラー	トン	0.015 kg-N ₂ 0/トン	kg-N ₂ 0
	都市ガス	ディーゼル機関（定置式）	m ³	0.074 kg-N ₂ 0/m ³	kg-N ₂ 0
		ガス機関又はカソリン機関（定置式）	m ³	0.027 kg-N ₂ 0/m ³	kg-N ₂ 0
	廃棄物		トン	kg-N ₂ 0/トン	kg-N ₂ 0
				kg-N ₂ 0/	kg-N ₂ 0
				kg-N ₂ 0/	kg-N ₂ 0
購入電力			kWh	kg-N ₂ 0/kWh	kg-N ₂ 0
その他		MJ	kg-N ₂ 0/MJ	kg-N ₂ 0	
			kg-N ₂ 0/	kg-N ₂ 0	
一酸化二窒素の排出量の合計					kg-N ₂ 0
活動規模単位当たりの一酸化二窒素の排出量			生産量当たり	kg-N ₂ 0 /トン	
			出荷額当たり	kg-N ₂ 0 /万円	
			従業員当たり	kg-N ₂ 0 /人	
			床面積当たり	kg-N ₂ 0 /㎡	

備考 一酸化二窒素の排出係数は、ボイラーにあっては、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく
地方公共団体の事務及び事業に係る温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン（平成 11 年 8 月、
環境庁）により、その他のものにあっては、温室効果ガス排出量算定方法検討会報告書（平成 12
年 9 月、環境庁）による。

別表第 8

事業所で使用する資源量の算出方法

省資源に関するものとして、事業所における事業活動に伴う水、紙、その他原材料、包装材等の利用量を、次の項目ごとに算出する。策定に当たっては、次の記入表 6 を用いて把握する。

- 1 製品の製造等に使用する原材料
- 2 製品の出荷、輸送時に使用する包装材
- 3 製品の製造等の事業活動に伴って使用する水
- 4 事務所等で使用する紙

記入表 6 資源利用量

資 源 名		分 類	使 用 量
原材料		原材料使用量	
		活動規模単位当たりの使用量	
		原材料使用量	
		活動規模単位当たりの使用量	
		原材料使用量	
		活動規模単位当たりの使用量	
包装材		包装材使用量	
		活動規模単位当たりの使用量	
		包装材使用量	
		活動規模単位当たりの使用量	
水		上水道	
		工業用水	
		地下水	
		その他（ ）	
		水使用量合計	
		活動規模単位当たりの使用量	
紙（事務所系）	コピー用紙		
		再生資源導入率（古紙： %）	
	コンピューター連続用紙		
		再生資源導入率（古紙： %）	
	トイレットペーパー		
		再生資源導入率（古紙： %）	
	その他の紙		
		再生資源導入率（古紙： %）	
	紙使用量合計		
		活動規模単位当たりの使用量	

別表第9

事業所からの廃棄物の排出量の算出方法

事業所から排出される廃棄物等の年間の排出量を記入表7により算出する。ただし、廃棄物の排出量を独自に把握している場合は、この限りではない。

なお、この指針でいう「廃棄物等」には、無償物である廃棄物の加え、有償物として再利用される紙くず、金属くず等及び建設事業に伴って発生する土砂等を含むものとする。

記入表7に掲げる各項目の記入方法は、次のとおりである。

1 廃棄物等種別

事業活動において排出される廃棄物の種類を記入する。

産業廃棄物とは、事業活動に伴って生ずる燃え殻、ばいじん、污泥、廃油、廃酸、廃アルカリ等という。産業廃棄物は、排出者が自ら処理するか、委託された産業廃棄物処理業者が処理を行う。ここでは、再利用されるものを含めて、「産業廃棄物等」としている。

一般廃棄物とは、産業廃棄物以外の廃棄物である。ここでは、再利用されるものを含めて、「一般廃棄物等」としている。

2 廃棄物等発生量（イ）

廃棄物等の発生量（有価物処分も含む。）を記入する。

3 再資源化量（ウ）

廃棄物等発生量のうち、自ら再資源化している量又は再資源化している業者に持ち込んでいる量（以下「再資源化量」という。）を記入する。ただし、自家焼却しているものは含まないものとする。

4 廃棄物等処分量（イーロ）

廃棄物等発生量から再資源化量を差し引いた値を記入する。

5 再資源化率（ロ／イ×100）

廃棄物等発生量に占める再資源化の割合を記入する。

6 廃棄物等合計

廃棄物等発生量、再資源化量、廃棄物等処分量のそれぞれについて、合計を記入する。再資源化率は、合計値を用いて算出する。

7 活動規模当たりの廃棄物等の量

廃棄物等合計を、製品生産量、出荷額、従業員数又は延べ床面積のうち、いずれかで除することにより算出した値を記入する。

8 有害廃棄物

有害廃棄物発生量、再資源化量、処分量のそれぞれについて、数量を記入する。再資源化率は、有害廃棄物発生量に占める再資源化の割合を記入する。

なお、有害廃棄物とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく特別管理廃棄物をいう。特別管理廃棄物とは、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する廃棄物として、特別の規制が講じられている有害な廃棄物である。

9 活動規模当たりの有害廃棄物の量

有害廃棄物の量を、製品生産量、出荷額、従業員数又は延べ床面積のうち、いずれかで割ることにより算出した値を記入する。

記入表 7 記入表：廃棄物等の排出量算出表

1 廃棄物等種別			2 廃棄物等発生量	3 再資源化量	4 廃棄物等処分量	5 再資源化率
事業系一般廃棄物等	紙くず	白上質紙	トン	トン	トン	%
		新聞紙	トン	トン	トン	%
		段ボール	トン	トン	トン	%
	厨房ごみ		トン	トン	トン	%
			トン	トン	トン	%
産業廃棄物等			トン	トン	トン	%
			トン	トン	トン	%
			トン	トン	トン	%
			トン	トン	トン	%
6 廃棄物等合計			トン	トン	トン	%
活動規模当たり	生産量	トン				単位：トン／トン
	出荷額	百万円				単位：トン/百万円
	従業員数	人				単位：トン／人
	床面積	m ²				単位：トン／m ²
8 有害廃棄物			トン	トン	トン	%
活動規模当たり	生産量	トン				単位：トン／トン
	出荷額	百万円				単位：トン/百万円
	従業員数	人				単位：トン／人
	床面積	m ²				単位：トン／m ²